



日本学術会議 第26期
記者会見(令和8年2月27日)
資料1-2

日本学術会議
2026年02月27日

(提言) 我が国の機能性食品制度に 関わる課題とその対応

日本学術会議 第26期
第二部 食の安全分科会 獣医学分科会 委員長

東京大学・大学院農学生命科学研究科
獣医薬理学 教授 堀 正敏

作成に携わった分科会

日本学術会議 第26期 第二部

食料科学委員会・農学委員会合同

/ 食の安全分科会（委員長 堀 正敏）

食料科学委員会・基礎医学委員会合同

/ 獣医学分科会（委員長 堀 正敏）

食料科学委員会・農学委員会合同

/ 農芸化学分科会（委員長 竹中 麻子）

薬学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会合同

/ 毒性学分科会（委員長 菅野 純）

健康・生活科学委員会

/ パブリックヘルス科学分科会（委員長 玉腰 暁子）

開示すべき利益相反

- ① 会員並びに連携会員本人またはその家族が、本提言を提出する年度を含む過去3年度のいずれかの年度に年50万円以上の金品など（株式利益、特許利益、講演料、原稿料、研究費、寄付金など）を食品関連の営利団体などから受け取っている場合。
- ② 会員並びに連携会員本人またはその家族が、食品関連の営利団体などの役職員に就任していた、または就任している場合。
- ③ 以上の他、本提言の作成において公平性および中立性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係があると認める場合

<開示リスト>

熊谷 日登美

本人が群栄化学工業株式会社から共同研究費を受領

本人がシマダヤ株式会社から共同研究費を受領

本人が株式会社ニッポン社外取締役

河野 暢明

本人がフェルメクテス株式会社から共同研究費を受領

末松 誠

本人がサントリーホールディングス株式会社から共同研究費を受領、同社とアドバイザー契約

本人が株式会社島津製作所から共同研究費を受領

本人が株式会社堀場製作所から共同研究費を受領

田中 あかね

本人が株式会社フォーデイズから共同研究費を受領

西川 正純

本人が株式会社えがおから顧問料を受領

本人が株式会社鐘崎の執行役員

秦 洋二

本人が月桂冠株式会社 専務取締役製造本部長

室田 佳恵子

本人が太陽油脂株式会社から奨学寄附金を受領

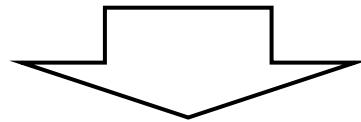
本人が株式会社山田養蜂場本社から共同研究費を受領

本人が株式会社食機能探査研究所から共同研究費を受領

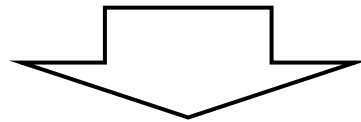
作成の背景 1

＜国民の健康意識の向上＞

＜食品による健康維持・病気予防の重要性認識＞



いわゆる「健康食品」の食品区分の誕生



食品機能学研究 栄養疫学研究の活性化

- 一次機能（栄養特性）
 - 二次機能（嗜好特性）
 - 三次機能（生体調節機能特性）
- ➡ 「機能性食品」

作成の背景 2

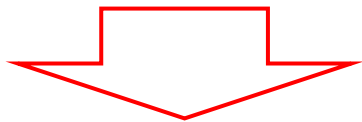
<機能性食品に関連する行政・制度の整備>

保健機能食品

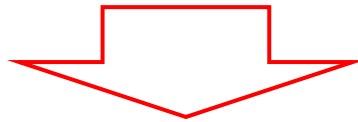
栄養機能食品・特定保健用食品・機能性表示食品

<「食品と医薬品の区分に関する通知」が改正>

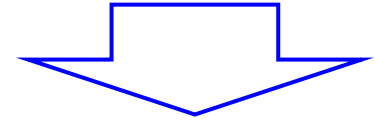
錠剤、カプセル、ソフトカプセル、顆粒、粉末、ゼリーなどのサプリメント形状の食品を認可



健康食品産業
の活性化



健康食品への
国民のニーズ
向上



後を絶たない
健康食品による
健康被害

本提言の趣旨

本提言では、食品の機能性とその安全性の担保について整理し、健康食品を提供する制度を産学官が一体となり国民にとって有益かつ安全な制度に改正することを提案するものである。

現状と問題点 1

学術における食品の機能に沿った食品制度
になっていない

＜学術における食品の機能分類＞

- ・ 一次機能（栄養特性）
 - ・ 二次機能（嗜好特性）
 - ・ 三次機能（生体調節機能特性）
- ➡ 「機能性食品」

＜法制度における食品の機能分類＞

保健機能食品

- ・ 栄養機能食品 ・ ・ ・ 一次機能
- ・ 特定保健用食品 ・ ・ ・ 三次機能
- ・ 機能性表示食品 ・ ・ ・ 三次機能

“機能性を表示
してよい食品
の制度区分”

} 「機能性食品」の
定義はない。⁸

現状と問題点 2

サプリメント形状の健康食品（「いわゆるサプリメント」）を食品と言って良いのか？

- ・ サプリメント形状の健康食品をサプリメントと呼ぶ（俗称で法的な言葉の定義はなされていない）
- ・ 一般の健康食品から保健機能食品まで含まれる

<いわゆるサプリメントと食品とのちがい>

- ・ 食品のような嗜好性がない
- ・ 機能性成分が濃縮できる（不純物も濃縮される）
- ・ 摂取量の目安が指定されているが規制はない
- ・ 医薬品との見分けがつけにくい

現状と問題点 3

特定保健用食品は食品の三次機能は担保されるが開発経費と時間を要する

- 食品そのものの三次機能についての臨床試験を実施し個別に承認
- サプリメント形状もある
- 開発に経費と時間を要する ➡ 商品開発数は減少
- 「トクホ」として国民にもある程度は浸透
- しかし機能性表示食品との違いを正しく理解している国民は依然として少ない



現状と問題点 4

機能性表示食品の開発は急増 機能性を誇張した広告や宣伝もあり

- 食品に含まれる成分についてシステマティックレビューにより三次機能を提示 届け出制
- 食品そのものに三次機能があるかは不明瞭
- サプリメント形状が多い
- 包装表示での広告制限はあるが、広告や宣伝の特別な規制はない
- 国民はトクホや栄養機能食品との区別ができていない

現状と問題点 5

健康食品の品質管理体制、ならびに健康被害届け出義務に関する制度が不十分

- 衛生管理（HACCPに基づく）と製造品質管理（GMPに基づく）についての法整備をどうするのか
- 企業側の安全文化の意識の徹底が不足
- 製造業者による製造管理、品質管理、衛生管理の自主的な相互認証、相互評価制度がない
- 健康食品全般に関わる健康被害の情報提供に関する法整備



現状と問題点 6

健康食品に関する正しい知識を持っていない国民が多い

- ・ 国は健康食品の食品としての安全性や摂取によるリスクなどについてわかりやすく解説している
- ・ しかし、国民には十分浸透していない。また、特定保健用食品 3 種類の違いを正しく理解していない
- ・ 食品・健康食品・サプリメント・医薬品の違いを正しく理解できていない国民が多い

提言 1

サプリメント法の制定

法的にサプリメントを定義して健康食品を含む食品や医薬品と区別して扱うことを提案

- ・ 定義：通常の食事を補うことを目的とし、食品の一次機能や三次機能を持つ食品成分を含むサプリメント形状の食品
- ・ 1度の摂取量の目安・摂取間隔、HACCPやGMP関連の衛生管理・品質管理、届け出の義務化（自己認証制にはしない）
- ・ 食品の一次機能である栄養成分を含有するものは「**栄養成分型サプリメント**」とし、成分名と含量のみの表示とし、従来の自己認証制から届出制へ
- ・ 現在の機能性表示食品でサプリメント形状のものは「**機能性成分型サプリメント**」とし成分の機能表示を認め個別許可制へ
- ・ 学官が協働してサプリメント法に対する**政策レビュー**に該当する調査委員会を設置し、サプリメントの評価を行なう

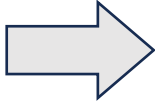
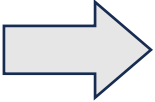
提言 2

保健機能食品制度の改訂

- **特定保健用食品**は商品そのものに三次機能がある事が臨床試験で実証されているものを個別に許可 
 - ➡ 「**商品評価型機能性食品**」 サプリメント形状 ○
 - ➡ 医薬品成分を成分中に微量でも含む場合は明記
- **機能性表示食品**は含まれる成分に三次機能がある事が論文として報告されているものを個別に許可
 - ➡ 「**成分評価型機能性食品**」 サプリメント形状 ×
 - ➡ 医薬品成分を成分中に微量でも含む場合は明記
- **栄養機能食品**は一次機能を持つ食品
 - ➡ 届け出制 サプリメント形状 ×

提言 3

安全性担保に関する仕組みの構築

- ・ サプリメント  サプリメント法で形状としての品質を管理
- ・ 保健機能食品3種ならびにサプリメントの成分としての品質や衛生管理  食品安全委員会で審査
- ・ サプリメントの新規商品の開発や製造、商品のGMP管理に関しては、初期には一定の期間を設定して国が支援する制度を整え、企業の健康食品開発を援助する制度を設ける
- ・ 事業者自身が安全な食品を製造して世の中に提供するための安全文化（安全を最優先に考える倫理、製造や整備技術に関する教育、自己点検、インシデント調査など）を自社に根付かせるように行政指導



提言 4

国民の正確な情報獲得プロセスの支援

<国民が知っておくべき知識>

- ・ 健康食品の制度と医薬品との法的な線引き（サプリメント法）
- ・ 食品の持つ機能の科学的根拠と限界
- ・ 健康食品の安全性と摂取によるリスク
- ・ 健康食品に関する情報リテラシーの獲得
- ・ 行政や専門機関の役割

産学官民（学会・関連団体を含む）による継続的な
情報発信と自由に対話できる場の設置

初等～高等教育に至るまで段階を追って健康食品や
サプリメントの有用性やリスク、行政制度の教育

最後に

健康食品の安全性を担保するためには、健康食品に含まれる機能性成分の有効性が食品機能学を専門とする研究者によって探索究明されることが不可欠である。

また、食事と健康・疾患との関連を科学的に解明する栄養疫学研究がこれに加わり、健康食品の安全性と健康への貢献に係る研究を継続していく体制作りが必要であろう。

具体的には、今後法規制されるべきサプリメントに加えて、現在法規制されている保健機能食品やその他の健康食品に関して、市販後の長期的な栄養疫学的調査による健康への有用性の検証や、有害影響のモニタリングに重点を置いた調査研究の実施が重要である。